

平成 28 年 12 月 22 日

登米市市有林 F S C 森林認証 F M 認証書伝達式について

本市市有林が平成 28 年 12 月 13 日付けで F S C 森林認証 F M 認証 (※) されたことから下記のとおり同認証書伝達式を開きます。

本市は認証に向け平成 28 年 6 月、市内森林組合等で構成する「登米市森林管理協議会」を設立し、F S C の原則に基づく森林管理計画書の作成など、各種取り組みを進めてきました。

同認証により、市有林は F S C 森林認証材として出荷することが可能となりました。今後は、認証材の産地として生産体制を整備し、地域林業の活性化に向けて取り組んでいきます。

- 1 日 時 平成 28 年 12 月 26 日 (月) 午後 4 時 45 分～
- 2 場 所 登米市迫町佐沼字中江 2 丁目 6 番地 1
登米市役所迫庁舎 3 階第 4 委員会室
- 3 内 容
 - (1) 開 会
 - (2) 登米市市有林 F S C 森林認証 F M 認証の取得について
 - (3) F S C 森林認証 F M 認証書伝達
 - (4) あいさつ (市長、認証機関)
 - (5) 閉 会



(※) F S C 森林認証 F M 認証

F S C 森林認証とは？

森林認証は、「独立した第三者の審査機関」が「一定の基準等」を基に適切な森林管理や持続可能な森林経営が行われている森林を認証し、認証森林から生産された木材・木材製品に認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて生物多様性の保全や持続可能な森林経営を支援する取り組み。

F M 認証 (森林所有者) : 森林管理に関する認証

[問い合わせ]

産業経済部産業政策課林業振興係 千葉 昌彦
電話 : 0220-34-2716
e-mail : nourinseisaku@city.tome.miyagi.jp